

○天理市議会の議決すべき事件に関する条例

平成26年12月25日条例第28号

改正

平成30年9月25日条例第26号

天理市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、他の条例に定めるもののほか、本市の議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更（軽微なものを除く。）又は廃止を求める旨の通告に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。